

特集

「逆風」のなかでの青少年施策充実にどう取り組むか

——大阪市の青少年会館条例「廃止」問題への取り組みを手がかりに——

住友 剛

要 約

二〇〇六年五月のいわゆる「飛鳥会」事件以後、大阪市が進めてきた「同和」施策見直しによって、二〇〇七年三月をもって青少年会館条例が廃止される見込みである。また、「部落解放子ども会」の伝統を受け継ぐ青少年会館事業が、いくつかの事業の全市展開とあわせて「解体」される見込みである。本稿はこのような状況をふまえ、大阪市の出した条例「廃止」案を含む青少年会館事業の見直し案の問題点を指摘するとともに、大阪市側の案に対する抗議・反対の動きのなかで見えてきた青少年施策の諸課題を論じたものである。

はじめに

二〇〇六年秋に大阪市長から提示された青少年会館条例の「廃止」方針について、筆者はこれまでもいろいろな形で抗議・反対の意思表明を行ってきた¹⁾。

また、後述するように、この市長方針には、筆者以外

にも多くの人々によって抗議・反対の意思表明などが行われてきた。しかし、本稿執筆の二〇〇七年二月初めの時点では、依然としてこの市長方針は覆されていない。したがって、このままでいけば、次年度の予算案を審議するのにあわせて、二〇〇七年二月の大阪市議会に市長側から条例「廃止」案が出され、審議を経た後、可決・成立する見通しである。

この青少年会館条例の「廃止」方針に至る経過の問題点や、その「廃止」方針とともに出された青少年会館事業の「解体」ともいえる提案の本身、さらには、大阪市の青少年施策全体に関する問題点などについては、これまでも別のところで何度か述べたので、本稿では必要最低限のことしか触れない。それ以上に、今の筆者にとっては、この大阪市の青少年会館条例「廃止」方針への反対運動のなかで見えてきた諸課題のほうで、これからの青少年に関する施策づくり、運動や研究のあり方を考えるうえで、きわめて重要である。

そこで、本稿ではどちらかというと、今、近畿圏の各地で起きている「同和」施策見直しという動向のなかで、単に大阪市の問題だけに限定せず、「これからの青少年施策づくり、運動や研究のあり方を考える」という視点で議論を組み立てていきたい。そのためには、まずは大阪市の青少年会館条例「廃止」問題に対する取り組みの現状を紹介したうえで（第一節）、あらためて大阪市の青少年施策や青少年会館事業の見直し、青少年会館条例「廃止」方針に関する諸問題を提示する（第二節）。そのうえで、今後、青少年施策の充実を求めるにあたって、筆者らが克服すべき運動や研究上の諸課題について見解を述べていきたい（第三節）。

一 青少年会館条例「廃止」問題に対する取り組みの現状

大阪市の青少年会館条例「廃止」をめぐる問題を考えていくにあたって、筆者らが何を土台にしてものを考えていく必要があるのか。それは言うまでもなく、青少年会館に日々集い、そこで活動している子どもや地域住民の視点である。と同時に、その視点は、次のような子どもたちの思いに、筆者らがどう向き合っていくかということであろう。

私たちが活動している大阪市東淀川区の日之出青少年会館が今までのように使えなくされようとしています。去年からずっと青少年会館で働いている人や教育委員会の人になぜそうなってしまうのかを聞いてきましたが全然なっとくできません。

大阪市にお金がないとか、大人の中に悪い事をした人がいるとか、青少年会館がたっている場所が悪いとか、使っている人が少ない青少年会館があるとか、そんなこと私たちにはなんの関係もありません。私たちにとって日之出の青少年会館は友達といっしょに遊んだり勉強したりできる、とても大切な場所です。そんな理由でなく

されるのには、本当に腹が立ちます。(中略)

そんな青少年会館のことを、署名を集めたり集会をしたり、直接市役所へ行ったりしてお願いしてきましたが、大阪市役所の人は全然聞いてくれません。関市長にも私たちの気持ちを聞いてもらえようと何回も市役所までお願いに行きましたが、いままで会ってもくれません。

私たちは何も悪いことをしていないのに、これからも日之出青少年会館で楽しく活動したいだけに、こんなことになっているのは全然なっとくがいかないし、腹が立ちます。(後略)

言うまでもないが、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)第二二条の「意見表明権」の保障という観点からいえば、自分たちが日々活動している青少年会館の「廃止」などについて、子どもたちからの意見聴取が充分に行われていないということ自体、問題が多いといわざるをえない。

しかし、この大阪市の青少年会館条例「廃止」をめぐる諸問題について、筆者ら子どもの人権に関する諸問題に関心を寄せ、研究を続けてきた者、人権NPOや部落解放同盟各支部などで運動を続けてきた人々などが、いったいどの程度、「これは何かおかしいのではないか?」と反対の意思表示をしてきただろうか。あるいは、二〇

〇六年五月のいわゆる「飛鳥会」事件発生後、大阪市がすすめてきた一連の「同和」施策見直しの動きのなかで、「これは見直しの域を越えて、全面解体ではないか」等、いったい筆者らはどれだけ反対の意思表示をしてきたのだろうか。筆者もいろんな形で反対の意思表示をしてきたが、それがどこまで有効であって、どこで限界に突き当たっているのだろうか。

実際、筆者だけでなく、この間、さまざまなグループ・団体や個人が、大阪市の青少年会館条例の「廃止」方針等に対して、批判的な意見を述べたり、抗議活動を行ったりしてきた。例えば、青少年会館各館で活動をするNPO関係者などを中心とした「大阪市の今後の青少年施策について共に考える市民の会」は、シンポジウムの開催(二〇〇六年一月三日、弁天町市民学習センター)や署名活動(約一万二千人分、二〇〇六年二月一日に大阪市長・市議会議長に提出)を行った。また、部落解放同盟日之出支部が二〇〇六年九月に抗議集会を開いたり、一〇月初旬には市役所前でピラマキを行ったりしたところ、さらに日之出地区内外の施設利用者のネットワークを一月に結成したことなども、雑誌「部落解放」の誌面で伝えられている⁵⁾。そして、前述の日之出青少年会館の子どもたちのサークル「ウイング」は、大阪市地対財

特定期限後の事業等の調査・監理委員会（以後「監理委員会」と略）が「まとめ」を出したのとほぼ同時期の二〇〇六年八月には、もうすでに、大阪市役所に対して、反対の意思表明を行っていた。

なお、ここで日之出地区の動きばかりを紹介しているが、もちろん、部落解放同盟大阪府連合会レベルでも対市交渉を含めさまざまな取り組みがあり、また、大阪市内の部落解放同盟各支部や市職員組合などにおいてもさまざまな取り組みがあったことは、言うまでもない。そして、大阪市議会においても、二〇〇六年の秋以降、これらの抗議活動の影響を受けてのことか、市会議員の間からも、この間の大阪市側の対応について疑問視する意見が⁽⁷⁾出始めている。

しかし、前述のとおり、このままでいけば青少年会館条例の「廃止」案が二〇〇七年二月の市議会で提案され、可決・成立しかねない状況である。また、すでに筆者の耳に入ってきた情報では、大阪市役所内ではすでに、青少年会館事業が「解体」される前提で、二〇〇七年度の子算編成作業は終わっているという。そして、大阪市の市政改革推進会議の上山信一委員長は、自分のブログ上で、次のように述べている。

これまでの改革の前半戦の最大の成果は何か？ 第一の

成果は、市役所内における「法と秩序と言論の自由」の回復である。何のことか？ 労組、そして一部の同和団体との不適切な関係の正常化のことである。今までのこの二者は多くの職員にとってKGBや秘密警察のような存在だった。だが彼らの不当要求に対し、市役所が毅然とした態度をとり始めた。同時に過去の不正が暴かれ、市民とプレスの監視が始まった。いささか大げさな表現だが、人民解放ならぬ、職員解放が始まった。職員が多くが「やつと最近、おかしいことはおかしいと言えるようになった」と吐露する。同時に職制としては、これまで労組や一部の同和団体のせいに⁽⁸⁾して放置してきた旧弊の是正に取り組みざるを得なくなつた。

結果的にみて、この上山氏のブログにあるとおり、大阪市政改革の一環として行われる「同和」施策見直しの動向に対して、筆者らの反対の動きは、有効なダメージを与えきれないでいると認めざるをえない。また、この引用にあるように、青少年会館の存続問題に限らず一連の「同和」施策見直しのプロセスで、「旧弊是正」という課題が大阪市役所側とともに、部落解放運動を含めた人権関係のさまざまな運動・研究側にも突きつけられていることは、筆者らとしてはよく認識しておく必要がある。

る。さらに、ここにあるような部落解放運動等の過去に対する否定的な意識が、我々研究・運動関係者が何か発言する際に表面化してきた。今の部落解放運動を含めた人権関係の運動・研究は、このような「逆風」にさらされるなかで自らの理論や運動論を鍛えていかざるをえないのである。

二 大阪市の青少年会館事業見直し案の問題点

では、このような筆者らにとって「逆風」の吹き荒れる状況を前提に出された、大阪市の青少年会館事業の見直し案や、青少年会館条例の「廃止」案には、どのような問題点があるのか。ここでは、すでに他のところで述べたこととも重複するが、大阪市側の出した方針の自身に即して検討をふかめたい。

先に紹介した手紙にもあるように、現在、青少年会館に通う子どもにとっては、「大阪市にお金がないとか、大人の中に悪い事をした人がいるとか、青少年会館がたっている場所が悪いとか、使っている人が少ない青少年会館があるとか、そんなこと私たちにはなんの関係もありません」というのが、率直な気持ちであろう。

実際、「旧弊是正」ということと、「青少年会館の存続

の可否」との間には、直接的な関係は何もない。また、「旧弊是正」ということで青少年会館条例そのものを廃止し、青少年会館事業そのものを「解体」ということであれば、「青少年会館の存在自体が旧弊」ということになってしまう。はたして、それは妥当な考え方なのであるか。

一方、大阪市側が青少年会館事業の見直し、青少年会館条例の廃止を決めたプロセスや、その根拠にしたデータを問い直すと、筆者は別の考えを抱く。なぜ青少年会館が条例廃止になり、事業見直しの対象とされるべきなのか、その根拠がわからないのである。

例えば、大阪市の青少年会館の利用者数には市内二二館でばらつきはあるものの、大阪市経営企画室がまとめた資料「市民利用施設の利用状況」¹⁰⁾によれば、最も年間利用者数(二〇〇五年度)が多い西成青少年会館で九・六万人、最も少ない両国青少年会館で一・六万人ある。また、前述の「監理委員会」の「まとめ」では、二〇〇五年度中一二館あわせて、「ほととスペース事業」¹¹⁾での居場所提供八五〇五名(相談件数二五三四件)、講習・講座・体験事業で二五万八二八七人、体育施設・図書室開放で二〇万八二一七人、合計で四七万五〇〇九人の実績があったと報告されている。

ちなみに、同じ資料で「全二四館とも利用率は極めて高い」（平均九四・六％）と評価された市内のスポーツセンターのなかで、最も利用者数の多い阿倍野スポーツセンターが一〇・八万人、最も少ない西淀川スポーツセンターが一・四万人である（いずれも二〇〇五年度の数字）。とするならば、施設の設置目的や利用形態などが違うとはいえ、どちらも地域に根ざした社会教育・スポーツ施設であるという観点から見れば、青少年会館の利用者数が他の施設と比較して、そう利用状況が悪いわけではない。

しかしながら、前述の「監理委員会」が出した「まとめ」では、「青少年会館は特定の地域に偏在し、一般利用者にとって利便性が高いとはいえない」と述べる。その一方で、青少年会館施設のうちグラウンドや体育館の部分だけを、「一般利用がさらに推進されるように」という観点から、「公募による指定管理」の導入・市職員を引き上げを主張する。「一般利用者にとって利便性が高くない」と青少年会館のこれまでの取り組みを批判しつつ、その一方で体育・スポーツ施設の部分だけは「一般利用の推進」というこの「監理委員会」の「まとめ」の内容には、いったい、どういう根拠があるのだろうか。また、この「監理委員会」の「まとめ」では、青少年

会館事業を「今日的には条例改正し事業も一般施策化して実施され、広く青少年の健全育成を図る施設として位置づけられている」という。だとするならば、すでに「同和」施策から一般施策化した施設を、「同和」施策にルーツがあるからという理由で、「監理委員会」による「見直し」方針の対象に入れた、ということになる。このような検討手続きに、本当に妥当性があるのだろうか。このような検討が「旧弊是正」というのであれば、まさに「同和」施策にルーツがあるものは、なんでも「旧弊」で「是正すべき」と対象に入れてよいことになる。

さらに、実は大阪市議会の議員の間からも、この「監理委員会」の「まとめ」が出されるまでの経過に疑義が出されている。例えば、二〇〇六年一月二八日の市議会常任委員会（財政総務）では、市会議員から「監理委員会」のメンバーが青少年会館等の関連施設に何度か視察などに出かけたのかという趣旨での質問があったが、これに対して、市民局市民部庶務課長は、「プロジェクト委員会といたしましては、三施設の視察は行っておりません」という答弁を行っている。したがって、関係部局からの報告や意見聴取は行ったかもしれないが、二〇〇六年八月末に解散するまでの間、「監理委員会」のメンバーは、青少年会館の現場を一度も見ることなく、「ま

とめ」を作成したことになる。

ちなみに、関大阪市長自身が、この市議との答弁のなかで、二〇〇六年九月一四日のある市議からの質問を受けたのち、一〇月一二日になって初めて加島青少年会館を視察したと述べていることも指摘しておく¹⁵⁾。

このように、「監理委員会」の「まとめ」の作成経過それ自体にまずは問題があるわけだが、しかし、大阪市長が二〇〇六年一月二九日に青少年会館条例「廃止」方針とともに出した青少年施策の方向性では、この「監理委員会」の「まとめ」が部分的に手直しされただけで、基本的にはすべて踏襲されている。

具体的にいうと、現在の青少年会館施設のうち体育館・グラウンド等で一般スポーツ施設として活用できるものは、「公募による指定管理者制度」を導入し、市職員を引き上げるといふ。また、青少年会館で実施してきた「不登校など課題を抱える青少年に対する相談や居場所づくり」¹⁶⁾「青少年体験学習」「若年層職業観育成・社会参加支援」の三事業は、大阪市の青少年施策に位置づけ、「(仮称)子ども青少年局」の所管に移す。そして、これら三事業は青少年会館だけに拠点を限定せず、他の生涯学習・社会教育施設や子ども・子育てプラザ等を活用して、将来的な全市展開を目指すという。ちなみに、識字

教室や放課後の小学生たちの居場所づくりなど、他の事業については「廃止」である。また、体育・スポーツ施設以外の青少年会館施設については、二〇〇七年度に限り「普通財産」に位置づけて暫定的に使用することとしたうえで、子育て支援サークル等の市民グループによる多目的な利用施設としての活用を検討することになった。

しかし、このように「監理委員会」の「まとめ」を踏襲する以上は、依然として、市立青少年会館に対するこのような施設実施の根拠が、少なくとも筆者にはよく理解できない。

これに加えて、例えば前掲「市民利用施設の利用状況」によると、例えば大阪市の総合生涯学習センターの利用率は八二・九%(二〇〇五年度)であり、他の生涯学習センター四館の利用率も、平均で六六・四%(二〇〇五年度)ある。このようにすでに高い利用状況にある施設に、はたして青少年会館から三つの事業を移して(しかも課題を抱える青少年の相談・居場所づくり事業の場合、その常設スペースが必要、場所の確保が可能なのだろうか。また、「子ども・子育てプラザ」は、青少年会館条例「廃止」問題が起こる前に、大阪市内の「勤労青少年ホーム(トモノス)」や児童館を「廃止」して、そのあとの施設

を利用する形で設置されている。しかし、この「勤労青少年ホーム」についても、厚生労働省の若年者就労支援施策のなかでは今後、各自自治体においてさらなる活動の充実が期待されていた施設でもある¹⁹⁾。青少年会館条例を廃止し、会館事業を見直しても、これから「若年層職業観育成・社会参加支援」事業だけは全市拡大すべきだと大阪市が考えているのであれば、そもそもなぜトモノスや児童館といった青少年育成に関する公的施設を、青少年会館に先立って廃止しなければならなかったのか。

さらに、青少年会館やトモノス・児童館などは、大阪市の「次世代育成支援行動計画」²⁰⁾のなかで子育て支援や放課後の小学生の活動施設として、さらに青少年会館は「課題を抱える青少年」支援等の諸活動を実施する施設として位置づいている。しかし、これらの施設を「廃止」対象とするならば、できたばかりの「次世代支援行動計画」そのものを修正しなければならないだろう。だが、現行の大阪市の「次世代育成支援行動計画」のなかには、「子どもの権利、利益を守る」「子どもの権利、利益を尊重する社会づくり」²¹⁾等の言葉が述べられている。ここから考えれば、大阪市の現在の青少年施策見直し方針は、かなり問題があるのではないか、特に、「次世代育成支援行動計画」では、青少年会館は「これまで、人権の課題

解決に積極的な役割を果たしてきた青少年会館をはじめとする生涯学習関連施設」²²⁾として位置づけられていることを忘れてはならない。

あるいは、今はその内容や成立過程の是非を問うことはさておき、「教育基本法」(新法)のなかでも、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」こと(第一二条第一項)、国や地方公共団体が図書館・博物館・公民館その他の社会教育施設の設置等を通じて、社会教育の振興に努めなければならないこと(第一二条第二項)が述べられている。また、「教育基本法」(新法)は、生涯学習の理念(第三条)、家庭教育に関する学習機会の提供その他の家庭教育支援にとつて必要な施策の実施(第一〇条)、幼児期の教育に関する良好な環境整備(第一条)、地域の実情に応じた教育施策の実施(第一六条)などを、地方公共団体に対して求めている。このような「教育基本法」(新法)の条文に照らしてみた場合、大阪市の青少年会館が条例に基づいて取り組んできたことは、実際に子どもや保護者、地域住民の要請に応じ、地域の実情に即した教育施策の実施であるといえるのではないか。

他にも、内閣府「青少年育成大綱」(二〇〇三年二月)

にある「人権尊重の精神や他者と共生していく上で何が求められ何が許されないかという規範意識を身に付けること」、「社会的自立への支援」や「特に困難を抱える青少年への支援」などの重点課題に照らして、大阪市の青少年会館事業が取り組んできたことは、今後も拡充されるべきものであるとはいえても、廃止されたり、解体されたりすべきものではないだろう。²³⁾

このように、青少年会館条例「廃止」案や、青少年会館事業を含めた青少年施策のプロセスで大阪市の現在、行っていることは、そのより一層の充実を求める筆者の目から見ると「逆行」もしくは「方向感覚を失った」というしかない。また、政府レベルで目指そうとしている青少年施策の方向性とも、「逆行」していると言わざるをえない。

三 「逆風」のなかでの「青少年施策」充実に ついで課題

前節で述べたとおり、筆者の見解では、大阪市の青少年会館事業の見直しや、青少年会館条例「廃止」案提示に至るプロセスは、現在の政府レベルでの青少年施策の動向にも合致しないうえ、その施策導入の根拠も検討手

続きも不確かであり、しかも、青少年会館事業以外の他の青少年関連事業との整合性もあまりとれていない。

にもかかわらず、このような大阪市の方針に対して、筆者らの批判が全く届かないのは、やはり「飛鳥会」事件以後に吹き荒れている「逆風」の存在である。

例えば、一ノ宮美成・グループ・K21『大阪・役人天国の果てなき闇』（講談社、二〇〇六年）という本がある。同書では、前出の上山信一氏の言葉などを引用しながら、大阪市の市政改革マニフェストが「小泉内閣が目指す自治体改革を先取り」したものであり、「市民不在の『市政改革』であること」などが指摘されている。²⁴⁾ また、同書では、大阪市の現在の財政状況がいわゆるバブル崩壊以後の財政運営、特に大阪五輪招致や湾岸開発などに由来することなども指摘している。²⁵⁾ しかし、ある意味、今の大阪市の行財政改革の問題を考えるうえで本質的なテーマともいえることを指摘しながら、同書はその一方で、第一章で、「暴力団の資金源になった同和对策事業」「乱脈行政の象徴『旧芦原病院』」など、一連の「同和」施策関係の不祥事を取り上げている。このような同書の叙述方法によって、「同和」施策関係の不祥事がより前面に出た分、結果的に大阪市の行財政改革が抱えるより本質的な諸問題が見えづらくなった印象を受ける。

このように、書籍・雑誌で、あるいはテレビ番組やインターネットなどのいわゆるメディアで「同和」施策に關する不祥事を取り上げること、他の重要な問題が見えづらくなるといことが、本稿で取り上げた大阪市の青少年会館条例「廃止」をめぐる諸問題だけでなく、市の「同和」施策などにおいても起きているのではなからうか。

また、メディアなどを通じて形成された「同和」関連施策に対するマイナスイメージのなかで、その施策によって設立されたとはいえ、今日では「一般的な青少年を対象」とした、「今後も継続すべき社会教育事業を展開している施設」として大阪市の青少年会館の意義を筆者らが主張することは、正当な理由のある批判だけでなく、いわゆる誹謗・中傷と呼ばれるものまで受けることを覚悟しなければできなかった面がある。

例えば筆者がブログを活用して、青少年施策としての大阪市の青少年会館事業の意義や、子どもたちの現状からみたその存続の必要性などを主張した場合、その見解に対して、いわゆる「バッシング」のようなコメントが、インターネット空間上に現れる、という経験もした。

このように考えるなら、まずはこの間に形成された「同和」施策や部落解放運動、さらには人権関係の諸運動に

対するマイナスイメージそれ自体を払拭する取り組みが、子どもの人権施策の充実を求める取り組みと同時並行的に行われるのでなければ、今後の運動・研究の展開はかなり苦しいといわざるをえない。

次に、本当に青少年施策、特に子どもの人権保障に關連した施策の充実を求めるのであれば、困難な課題になるが、今の自治体行財政改革の動向や各自治体の財政状況の悪化などをふまえつつ、次の二つの観点からの運動・研究の充実が求められるのではないか。

そのひとつは、「現在の逆風が吹く状況のなかで、具体的かつ現実的に何を創り出す（残す）のか」という観点である。もうひとつは、「その具体的かつ現実的に創り出す（残す）ものを基盤にして、この逆風が吹く状況そのものをどう転換していくのか」という観点である。前者は「当面の対応」、後者は「長期的展望に立った対応」といつてもよいが、この両者をトータルにコーディネートしつつ、前述のマイナスイメージを払拭する取り組みと並行して行うことがなければ、青少年施策のさらなる充実、特に子どもの人権保障に關する取り組みの充実は難しいのではないか。

とりわけ前者の「当面の対応」については、すでに別のところで、次のことを指摘しておいた。くりかえしに

なるが、もう一度述べておきたい。

第一に、すでに始められている部分もあるが、例えば「同和」施策見直しに併せる形で持ち込まれるNPM（ニュー・パブリック・マネジメント）改革や指定管理者制度など、最近の自治体行財政改革の動向や手法をよく研究することである。また、その自治体行政の動向や手法の適用が当面続くことを前提として、これまでの人権施策や青少年施策のなかで何を残し、何を新たに創り出すのかも検討課題であろう。第二に、今後、指定管理者制度を適用しての自治体行政からの事業委託が進むことを前提にすると、例えば青少年や人権の諸課題に取り組むNPOの育成と、これに関わる理論・実践の蓄積も必要不可欠である。第三に、最近の自治体行財政改革の動向や手法がマイノリティに著しい不利益を及ぼすのであれば、これに対抗する理論・実践をどう構築するかという課題もある²⁶。

実は筆者もまだ理解が不十分なのであるが、ここに出てくるNPM改革や指定管理者制度など、新たな地方自治体の行財政運営の手法について、例えば青少年施策や子どもの人権保障に関する取り組みの充実を求める運動・研究関係者は、どれだけ理解を深めているのだろうか。あるいは、行財政改革の一環として行われる地方自

治体の入札制度「見直し」のなかで、事業委託先の選定基準のなかに「子どもの人権に対する取り組み」など、「人権」に関する項目はどのようにすれば盛り込めるのであろうか。さらに、一方で新たな事業の担い手としてのNPMの育成などをはかりつつ、その人権NPOで働く人々の意識や待遇面での諸課題をどのように考えていけばいいのか。まだまだ他にも考えられるが、これらが上述の引用部分の第一、第二の課題であり、「当面の対応」が求められる課題といつてよいだろう。

そのうえで、やはり、このまま今の行財政改革の動向・手法が続くなかで、子どもだけに限らず、マイノリティがさまざまな不利益を被りやすい状況にあるのなら、どんな問題を提起して、どのような手法でその不利益を是正していくのかという課題もある。これが前述の「長期的展望に立った対応」であり、筆者もまだ、具体的な案が浮かばない課題でもある。

そして、この行財政改革の進展のなかで、例えば大阪府が「(仮称)子ども青少年局」の二〇〇七年四月からの設置を決めるなど、今後の施策動向次第では、従来の教育・保育・児童福祉・青少年育成等の自治体施策の枠組みを再編し、青少年施策や子どもの人権保障の取り組みをより総合的に実施しやすくする枠組みが形成される

余地も生まれるかもしれない。今の「逆風」のなかでこ
ういった「積極面」を見つけ出し、そこに働きかけると
いう取り組みも、今後の筆者らに求められていると考
える。ただし、大阪市の「(仮称)子ども青少年局」がど
のような部局で、どのような施策を実施するのか、第二
節で述べたような状況では大変不安なのであるが。

おわりに

第三節までで述べてきたとおり、大阪市の青少年会館
条例「廃止」問題をめぐる筆者らの取り組みは、本稿執
筆の二〇〇七年二月初め時点でいえば、誠に残念ながら
ここで「終結」を余儀なくされていると認めざるをえな
い。

と同時に、第二節で述べたとおり、この条例「廃止」
を含む大阪市の青少年施策の見直し案には問題点が多々
あるため、これが実施された場合、大阪市の青少年施策
のみならず、現在の青少年会館の利用者、特に子どもた
ちの暮らしは、今後しばらく「混乱」することが危惧さ
れる。したがって、このような状況を転換するためには、
今後も青少年施策、特に子どもの人権保障の取り組みに
充実を求める運動・研究の蓄積が必要である。

だが、不祥事をきっかけにした「同和」施策見直しの
「逆風」が吹き荒れ、新たな手法を用いた自治体行財政
改革の進展という厳しい状況のなかで、それに立ち向か
うだけの力量をつけることがなければ、この状況を変え
ていくことは難しいだろう。

でも今は、どんなに状況は厳しく、与えられた課題は
難しくとも、本気で青少年施策の充実を求めるのであれ
ば、この困難・課題に立ち向かっていくしかない。なぜ
なら、たとえ青少年会館がなくなっても、人権保障のた
めの施策の充実という観点から、子どもたちを含めた利
用者たちの暮らしが守られる必要があるからである。し
たがって、少なくとも筆者は、青少年会館条例「廃止」
後も、子どもたちを含めた利用者の暮らしを見つめなが
ら、何度もそこに立ち返って、必要な施策を求めていく
情報発信を続けたい。

そういった意味で、筆者も含めた青少年施策や子ども
の人権保障の取り組みの充実を求める運動・研究の關係
者は、この厳しい状況をくぐり抜けるだけの知恵と実力
を蓄えるところから、領域のちがいを越えて、一から「出
直す」必要性があると考ええる。そのなかから、本当に次
の時代に求められる新たな人権施策・青少年施策が創り
出されてくるのではないか。

注

- (1) 例えばこの間、注(2)で述べる個人ブログ「大阪市青少年会館を考える」で、くり返し、大阪市の青少年施策のあり方や、青少年会館条例「廃止」方針を決めるに至る大阪市の動きについて、筆者なりに批判を行ってきた。また、筆者は次のような論稿で、大阪市の青少年会館条例「廃止」に至る経過を紹介し、そのつど反対の意思表示を行ってきた。
 - ・「大阪市立青少年会館に対する市長の『廃止』方針提案をめぐって」(社)子ども情報研究センター『はらっぱ』二六九号(二〇〇六年二月号掲載)。
 - ・「大阪市立青少年会館の『廃止』方針をめぐって―充実が求められている青少年施策に逆行―」(社)部落解放・人権研究所「研究所通信」三四一号(二〇〇七年一月)
 - ・「青少年施策充実に逆行、再考を 大阪市立青少年会館条例の『廃止』方針をめぐって」『部落解放』五七九号(二〇〇七年三月号、掲載予定)。
- (2) 大阪市立日之出青少年会館で活動するサークル「ウイング」の子どもたちが、二〇〇七年一月二二日付で大阪市の市議員宛に発信した手紙を、筆者が入手したもの。なお、ここに引用した文章は、筆者の個人ブログ(<http://tsuyokun.blog.ocn.ne.jp/seisyonenkan>)にて掲載している。
- (3) 本稿の文末注のなかに、筆者がこれまでに執筆した論稿、ブログでの意見表明、「市民の会」での活動などは紹介しておいた。
- (4) 筆者はこのシンポジウムでも、基調提案となる講演を行った。その後も、この「市民の会」の活動は続いている。
- (5) 「新しいステージに進むための改革を 部落解放同盟大阪府連合会日之出支部」『部落解放』五七五号(二〇〇七年一月号)。
- (6) 大阪日日新聞のインターネット配信記事より (<http://www.nnn.co.jp/dainichi/news/200608/news0830.html>) 確認日:二〇〇七年二月三日)。
- (7) 例えば、大阪市議会会議録検索システムを使って、「青少年会館」というキーワードで検索をすると、二〇〇六年一月二八日の市議会常任委員会(財政総務)で、民主党の市議が「地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会」での青少年会館等に関する審議経過の問題点を指摘している。また、同年一〇月一日の市議会常任委員会(財政総務)では、公明党の議員が日之出青少年会館のサークル「ウイング」の子どもたちの活動を紹介しつつ、子どもたちの心を傷つけないよう配慮を求める意

見を述べている。そして、長年、部落解放運動のあり方に批判的であった共産党系の市議ですら、二〇〇六年九月一四日の市議会常任委員会（文教経済）で、青少年会館の今後について、その拡充を求めて次のような要望を出している。

「そういう意味では、せっかくの青少年会館ですから、一般市民や子供たちに開放されて、そういった形で使われるようにしていくのがいいのではないかなというふうに思います。

また、どのように活用するかということにつきまして、今一番住民参加、市民参加というのが求められています。一般公募の市民の代表あるいは専門家、またこどもの権利条約に基づいた子供の代表も含めて、幅広い審議会等をつくって、そして真に子供・青少年施策として必要なこと、こういったことを議論の中で、青少年会館の必要性あるいは児童館の拡充、こういったことについて議論を深めていただければというふうに、この件については強く、社会教育なんですか、要望をしておきます。」（http://www2.city.osakajp.shikal_kensaku/index.html 確認日：二〇〇七年二月三日）

(8) 上山信一氏のブログ (<http://www.actiblog.com/ueyama/200609/> 確認日：二〇〇七年二月三日) より。

なお、この件について、大阪市役所に対して「これはあくまでも上山氏個人の見解か?」という趣旨で問い合わせたところ、二〇〇六年一〇月三〇日付の大阪市市民局長名での電子メール回答 (No. 0610-11563-002-01) では、「なお、ご指摘のありました件につきましては、上山氏の個人的な見解であると認識しております」との返答を得た。

(9) 前掲注(1)の各拙稿を参照。

(10) 大阪市経営企画室資産流動化プロジェクト・施設チーム「市民利用施設の利用状況」(二〇〇六年一二月)。

(11) 後掲の注(15)を参照。

(12) 「大阪市地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会 まとめ」(二〇〇六年八月三一日) 七五頁。

(13) 前掲「大阪市地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会 まとめ」八頁、及び七六頁。

(14) 同前、七六頁。

(15) 前掲注(7)を参照。

(16) 以下の内容については、いずれも大阪市のまとめた「地対財特法期限後の関連事業等の総点検調査結果に基づく事業等の見直し等について(方針)」(二〇〇六年一二月二九日)を参照。

(17) これがいわゆる「ほっとスペース事業」であり、大阪市

では二〇〇四年度から一二館の青少年会館で事業を実施してきた。また、この事業を含め、二〇〇四年度から青少年会館事業について、大阪市教育委員会から(財)大阪市教育振興公社を指定管理者とする形で、管理運営業務が委託されていた。ちなみに、筆者はこの「ほっとスペース事業」の運営協議会の委員長(二〇〇四～二〇〇五年度)であったとともに、その準備段階の頃から青少年会館での居場所づくり活動にかかわっていた。

(18)この「普通財産」化は、青少年会館が条例により設置目的を持った社会教育施設(この場合は「行政財産」でなくなる)により、その土地・建物の売却などを法的にはより行いやすくしたといえる。前掲「市民利用施設の利用状況」をまとめた大阪市経営企画室の検討チーム名に「資産流動化」と入っていることからわかるように、条例「廃止」手続きにより、かつて「同和」対策事業で建設した青少年会館などの施設等も、今後は「資産流動化」の対象になるということである。

(19)厚生労働省「第八次勤労青少年対策基本方針」(二〇〇六年一〇月)では、青少年が充実した職業生活を送ることや青少年の自立を支援するという観点から、カウンセラーや指導員による相談体制の充実など、「勤労青少年ホーム」の機能充実や活性化などが提唱されている。

(20)「大阪市次世代育成支援行動計画」は二〇〇五年三月に策定された。このなかで、青少年会館事業は児童館・トモノスとともに、放課後児童健全児童育成事業のなかに位置づいている(四六頁)。また、「社会教育施設における家庭教育の振興」(五三頁)のなかにも、青少年会館での家庭教育関係の学習機会の充実などを行うと位置づけられている。さらに、「課題を抱える青少年支援」(五九頁)を青少年会館において実施することも、「次世代育成支援行動計画」に位置づいている。

(21)前掲「大阪市次世代育成支援行動計画」三三～三四頁。

(22)同前、三三頁。

(23)「青少年育成大綱」の内容については、内閣府政策統括官(総合企画調整担当)『青少年の育成を考へる』(ぎょうせい、二〇〇四年)を参照。

(24)一ノ宮美成・グループ・K21『大阪・役人天国の果てなき闇』(講談社、二〇〇六年)の序章、特に一八～二二頁を参照。

(25)同前、第四章を参照。

(26)前掲「大阪市立青少年会館の『廃止』方針をめぐって」充実が求められている青少年施策に逆行」を参照。